



新型コロナウイルス感染症に関する「夜間・休日受診相談窓口」

愛知県では、夜間・休日における新型コロナウイルス感染症に関する受診相談を、「夜間・休日受診相談窓口」に一本化して対応することとなりました。

区分	対応時間	電話番号
夜間	午後5時30分～翌午前9時	052-856-0315
休日	24時間	



■問合せ 健康推進課(北館2階)

行政ニュース

心の悩みにおける相談窓口一覧

出典:  厚生労働省

私生活において不安で眠れないといった悩みや、職場でのメンタルヘルス不調などの悩み、生きづらさを感じるなど、さまざまな悩みについて相談をしたい場合は、お気軽にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響による心の悩みについて相談したいとき

●新型コロナウイルス感染症関連 SNS心の相談

受付時間 月・火・木・金・日曜日 午後5時～10時30分(午後10時まで受付)
水曜日 午前11時～午後4時30分(午後4時まで受付)



<https://lifelinksns.net/>

●こころのほっとチャット【新型コロナ関連】

受付時間 正午～午後4時(午後3時まで受付)

※なお、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談を行いたい方は、都道府県等が設置している電話相談(愛知県精神保健福祉センター☎052-962-5377)にご相談ください。



LINE



Twitter



Facebook

心の健康について相談したいとき

●愛知県精神保健福祉センター(☎052-962-5377)

保健師・精神保健福祉士等の専門職が、面接や電話等により、コロナのことが不安で眠れないといったお悩みの相談を受け付けます。

<https://www.pref.aichi.jp/seishin-c/index.html>



●働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

職場のメンタルヘルスに関する情報提供をしています。また、産業カウンセラー等が、メール・電話・SNSにより、メンタルヘルス不調、過重労働により体調を崩したといった健康相談を受け付けます。 <https://kokoro.mhlw.go.jp/>



生きづらさを感じるなどのさまざまな悩みについて相談したいとき

●よりそいホットライン(電話等による相談)(☎0120-279-338)

どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決できる方法を探します。

(相談例) 暮らしの悩みごとや悩みを聞いて欲しい方 / DV・性暴力などの相談をしたい方 / 外国語による相談をしたい方 など <https://www.since2011.net/voriso/>



●SNS等による相談

LINE、Twitter、FacebookなどのSNSや電話を通じて、年齢や性別を問わず、「生きづらさを感じる」などのお悩みの相談を受け付けます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuho/go/jisatsu/soudan_info.html



夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション



新型コロナウイルス感染症対策 清須げんき商品券(2次販売)の休日販売について

市独自施策として、プレミアム率30%を上乗せした「清須げんき商品券」の2次販売へ多数のご応募をいただき、ありがとうございます。

往復ハガキにて応募いただいた皆さまには、返信ハガキ(購入引換券)を既に郵送済みですが、郵便局での平日購入が難しい方のため、次のとおり市役所にて休日販売を実施します。

休日販売実施日時	11月7日(土) 午前9時～午後5時
休日販売場所	市役所南館1階 ※入口は、市役所南館1階東側(新川側)の南入口のみとなります。



※返信ハガキ(購入引換券)をお持ちの方のみご購入いただけます。

■問合せ 産業課(南館3階)

「オンライン通いの場」アプリをご活用ください

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、高齢者の通いの場(サロン・運動教室等)が活動を自粛している状況でも、オンラインで自己管理しながら、運動や健康づくりに取り組めるアプリケーションです。

コンテンツの内容

おさんぽ支援	行きたい場所を設定して、お散歩ルートを検索・登録できます。
自宅でできる体操(動画)	自治体が提供する体操動画を検索して、閲覧できます。
在宅活動ガイド2020	適切な運動や活動を行うためのフローチャートや運動・活動メニューを閲覧できます。



※画面イメージ

ダウンロードは、次の二次元コードから可能です。ぜひご活用ください。



Android版(Google Playストア)
※Android7.0以上対応



iOS版(App store)
※iOS13以上対応

開発元: 国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター

清須市オリジナルの「清須音頭体操」の動画を作成するため、健康づくりリーダーやボランティアの方にご協力いただきました。



※編集が完成次第、動画のアップを予定しています ■問合せ 高齢福祉課(北館1階)

イベント等の中止のお知らせ

次の日程で開催を予定していましたイベント等は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民及び関係者の皆さまの安全を考慮し、中止することを決定しました。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※広報清須10月号と重複掲載のイベント等有り

イベント等名	日程	担当課	イベント等名	日程	担当課
市文化展	10月31日(土)・11月18日(日)	生涯学習課(南館1階)	市芸能発表会	11月14日(土)・15日(日)	生涯学習課(南館1階)
市民親睦ソフトボール大会	11月1日(日)	スポーツ課(南館1階)	市食育まつり	11月29日(日)	産業課(南館3階)
市消防団観閲式	11月8日(日)	危機管理課(北館3階)	2020秋清須ウオーク		スポーツ課(南館1階)



事業収入が減少している中小事業者等に対する 固定資産税・都市計画税の軽減について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年度分に限り固定資産税及び都市計画税の課税標準額を減額します。

対象となる中小事業者等及び軽減率について

次の要件を満たす中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産が軽減の対象となります。

令和2年2月～10月において、任意の連続する3カ月間の事業収入が前年同期比で次の割合で減少する場合	軽減率
30%以上50%未満減少	2分の1
50%以上減少	ゼロ

認定経営革新等支援機関等の確認について

固定資産税及び都市計画税の軽減をするためには、市へ申告する必要があります。

申告を行う中小事業者等は、認定を受けた税理士や公認会計士、中小企業診断士など認定経営革新等支援機関等に、申告書様式の記載事項について、確認を受ける必要があります。

申告方法及び提出書類について

前述の認定経営革新等支援機関等の確認を受けた申告書(原本)及び特例対象資産一覧に加え、収入減を証する書類(会計帳簿や青色申告決算書の写し等)、特例対象家屋の事業割合を示す書類(青色申告決算書の写し等)を添付して、税務課固定資産税係まで提出してください。

償却資産については、令和3年度の償却資産申告書の提出をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。

申告期間について

令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

※申告書様式のダウンロードや制度の詳細については、市ホームページをご参照ください。

■問合せ 税務課(北館2階)



こちらから
ダウンロード
できます

中小事業者等の生産性向上に向けた 新規設備投資に対する固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性向上に向けた新規設備投資に対する固定資産税の特例措置について、現行制度の対象である機械、備品等に加え、新たに**構築物**及び**事業用家屋**が追加されました。

また、生産性向上特別措置法の改正を前提として、令和2年度までとなっている取得期間が**2年間延長される見込み**です。

なお、特例措置の対象は、先端設備等導入計画について市から認定を受け、取得した設備等に限られます。

■問合せ 先端設備等導入計画に関すること 産業課(南館3階)
固定資産税の特例措置に関すること 税務課(北館2階)



新型コロナウイルス感染症対策

就労支援対策事業として会計年度任用職員を募集しています

行政ニュース

夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション

申込要件	市内在住で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、次のいずれかに該当となった方が対象です。年齢・性別は問いません。 (1)企業等の採用内定が取消しになった方 (2)雇用主側の事情で解雇された方 ただし、地方公務員法第16条の欠格条項に該当している方は、任用しません。		
任用期間	令和3年3月31日まで (翌年度の任用は無し)	募集人数	5名
		勤務場所	市役所内の各課
職務内容	各所属における事務補助(窓口対応、書類作成)等		
勤務時間等	原則として、月～金曜日 午前8時30分～午後5時(休憩60分) ※配慮が必要な事情等がある方は、面接時にご相談ください。		
報酬等	時間給999円(別途、交通費支給、社会保険加入有り)		
応募方法等	(1)以下の書類を郵送又は持参 ①履歴書(任意様式) ②申込要件を証明する書類(採用内定取消し通知や離職票等)の写し ③申立書 ※郵送の場合は、封筒の表面に「会計年度任用職員応募」と朱書きしてください。 (2)選考方法 書類及び面接により選考 ※応募順に選考を実施するため、定員に到達次第、締切りとします。		
郵送先・問合せ	清須市役所企画部人事秘書課(北館3階) 〒452-8569 清須市須ヶ口1238番地		

令和2年度(令和3年度採用)市職員採用候補者試験のお知らせ

令和2年度(令和3年度採用)の市職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

職種、人員、受験資格及び試験期日

職種	採用予定人員	受験資格	第1次試験日
保育士及び幼稚園教諭 【第2回追加募集】	7名 程度	平成2年4月2日以降に生まれた方で、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有するか来春取得見込みの方	12月13日 (日)
保育士及び幼稚園教諭 (職務経験者対象)【第1回追加募集】	3名 程度	昭和41年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた方で、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有し、かつ保育士又は幼稚園教諭としての職務経験を5年以上有する方(令和2年4月1日現在)	
保育士及び幼稚園教諭 (育児休業代替任期付)	3名	昭和38年4月2日以降に生まれた方で、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有し、かつ保育士又は幼稚園教諭としての職務経験を1年以上有する方(令和2年4月1日現在)	12月17日 (木)

※職務経験の詳細については、市ホームページ又は試験案内をご覧ください。

受付期間 11月2日(月)～16日(月)

受付時間 月～金曜日(祝日を除く。)の午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く。)

申込方法 申込書、履歴書などの申込書類を持参又は郵送により提出してください。

【11月16日(月)午後5時15分必着】

※申込書及び履歴書は、市指定の用紙を使用してください。試験案内、申込書及び履歴書は、人事秘書課で直接受け取るか、市ホームページからダウンロードしてください。

試験内容

項目	試験内容
第2回追加募集	教養試験、論文試験、専門試験及び適性検査
職務経験者対象【第1回追加募集】	論文試験及び適性検査
育児休業代替任期付	実技試験及び個別面接

※第1次試験合格者は、後日、面接及び実技等の試験を行います。(育児休業代替任期付は除く。)

■申込・問合せ 清須市役所企画部人事秘書課(北館3階)

〒452-8569 清須市須ヶ口1238番地 ☎052-400-2911